明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**九九）　一

〔告　示〕

○登録試験機関を公示する件
（**消費者庁**九）　二
○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（**法務**二三二）　三
○日本国に帰化を許可する件
（**同**二三三）　四
○日本国とアメリカ合衆国との間の民間航空関係に関する書簡の交換に関する件（**外務**一六〇）　四
○小笠原陸産貝類十四種に関する保護増殖事業計画を定める件
（**文部科学・農林水産・国土交通・環境**一）　四
○農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針の一部を改正する件
（**農林水産**一一九六）　五
○株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準の一部を改正する件
（**同**一一九七）　五
○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件
（**同**一一九八）　五
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件を改正する件（**経済産業**一五〇）　六
○登録調査機関が行う調査業務の廃止を許可した件（**特許庁**一〇）　六
○特定登録調査機関の先行技術調査業務を廃止する件（**同**一一）　六
○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第四十一条第二項の規定に基づき、平成二十八年熊本地震による災害を受けた市町村の区域を定める件
（**国土交通**七三八）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件
（**同**七三九～七四二）　八
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**七四三）　八
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**近畿地方整備局**一〇六）　八
○道路に関する件
（**四国地方整備局**七六）　九
○道路に関する件
（**九州地方整備局**八七）　一〇

〔国会事項〕

内閣　財務省　一〇

〔人事異動〕

内閣　財務省　一〇

〔叙位・叙勲〕

内閣　財務省　一〇

〔皇室事項〕

諸事項　一〇

〔公　告〕

諸事項　一〇

官庁
財団、司法書士懲戒処分、製造たばこ小売定価、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等
厚生労働省共済組合定款の一部変更、企業年金基金設立関係　一二
会社その他　一三

省　令

○厚生労働省令第九十九号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項第一号及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百二条の三第一項第二号イ(1)(i)中「又は雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十五年厚生労働省令第五十五号）第一条の規定による改正前の附則第十五条第一項に規定する中小企業緊急雇用安定助成金」を削り、同条第三項中「減じた日数」の下に「（当該日数が百日を超える場合にあつては、百日）」を加える。

附則第十五条の三の前の見出しを削り、同条及び附則第十五条の四を次のように改める。

第十五条の三　削除

（雇用調整助成金に関する暫定措置）

第十五条の四　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であつて、同項第二号イ(1)の対象期間（以下この条において「対象期間」という。）の初日が平成二十八年四月十四日から起算して六月が経過する日までの間にあり、かつ、平成二十八年熊本地震に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（以下この条において「被災関係事業主」という。）に係る対象期間（以下この条において「特例対象期間」という。）については、第百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。

2　特例対象期間中に実施された第百二条の三第一項第二号イに規定する休業等（当該休業等について雇用調整助成金が支給されるものに限る。）の日数は、同条第三項ただし書に規定される基準雇調金の対象期間の開始の日以後の支給日数に含めない。

3　被災関係事業主に係る第百二条の三第一項第二号の規定の適用については、同号イ中「(5)に規定する判定基礎期間の初日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告